

**令和 7 (2025) 年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の趣旨・目的

本業務では、感染症対策の取組の一環として、県民に対し、感染症に関する適切な知識を普及させ、基本的な感染対策の実践等を促すことを目的とする。

具体的には、「梅毒の予防及び早期発見・早期治療の啓発」及び「感染症の発生動向を踏まえた基本的な感染対策の周知」を行う。

令和 6 (2024) 年の県内における梅毒患者報告数は186件で、平成11(1999)年に感染症法に基づく感染症発生動向調査が始まって以降、最多となった。令和 7 (2025) 年においても過去 2 番目のペースで推移している。梅毒について、県民に対し、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告の配信を行い、感染予防及び早期発見・早期治療の促進を強化する。

また、感染症が流行した際又は流行の兆しが見られた際に、感染症の発生動向を踏まえた適切な感染対策等の情報を、適切な時期に、県民に対し周知することが求められる。そのため、感染症予防啓発に係る動画広告の配信を行い、感染症に対する県民の意識を高める。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和 7 (2025) 年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務

(2) 業務内容

別添「令和 7 (2025) 年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木) まで

(4) 委託金額の上限

7,969,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 (北別館 3 階)

栃木県保健福祉部感染症対策課 新興感染症体制整備担当

電話：028-623-2833

電子メール：shinkoukansensyou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 栃木県競争入札参加資格等 (平成 8 年栃木県告示第105号) に基づき、入札参加資格を有する、又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争入札

参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 類似業務に係る受注実績があり、本実施要領及び別添仕様書に記載する業務を確実に履行できる者であること。
- (7) 国税及び都道府県税を滞納している者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

- ア 実施要領等の公表 令和7(2025)年11月20日（木）
- イ 質問受付期限 令和7(2025)年11月25日（火）15時必着
- ウ 質問に対する回答 令和7(2025)年11月28日（金）予定
- エ 参加表明書受付期限 令和7(2025)年12月3日（水）17時必着
- オ 企画提案書受付期限 令和7(2025)年12月9日（火）17時必着
- カ 審査結果通知・公表 令和7(2025)年12月中旬

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードすること。

※URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質問・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により提出すること。

- ア 受付期間：公募開始日～11月25日（火）15時必着
- イ 質疑方法：電子メールにより、2(5)に提出すること。
- ウ 回答期日：令和7(2025)年11月28日（金）予定
- エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4(2)のURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- ア 提出期限：令和7(2025)年12月3日（水）17時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

- イ 提出場所：2(5)

- ウ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和7(2025)年12月3日（水）

17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～カに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、別表「令和7(2025)年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託公募型プロポーザルの評価項目、評価基準及び選定方法」の評価項目を参考に次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容

(イ) 実施計画及び全体のスケジュール

(ウ) 業務実施体制

(エ) 類似事業の業務実績

(オ) 見積額

ウ 制作物の全部又は一部に企画提案者が有する著作権が含まれる場合はその旨及び希望する当該著作権の取扱いを企画提案書に記載すること。

エ 企画提案書は1者1提案とする。

オ 企画提案書の提出部数は、紙媒体6部（正本1部、副本5部）及びPDFデータを格納したUSB1個とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

カ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出及び撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- サ 仕様書に記載されていることを遵守した上で、委託金額の上限の範囲内で実施できるより良い提案がある場合には、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等の成果が得られる場合には、協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

5 審査方法

(1) 審査方法

企画提案書、見積書等について、別表「令和 7 (2025) 年度感染症対策デジタル情報発信・分析業務委託公募型プロポーザルの評価項目、評価基準及び選定方法」に基づき、県が設置するプロポーザル選定委員会において、総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約の相手方として選定する。

なお、応募申込者が 1 者のみであった場合は、審査を行ったうえで、一定の基準を満たした場合に契約の相手方として選定する。

(2) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称を栃木県ホームページに公表する。なお、審査内容及び選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

7 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (4) 契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。

なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

ただし、受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する。